

京都市告示第 434号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更及び廃止の届出がありました。

平成17年1月31日

京都市長 榎本頼兼

医療機関名称変更

変更前名称	変更後名称	変更年月日
ひまわり薬局	ひまわりゆう薬局	平成16年11月1日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
西ノ京医院	中京区西ノ京北壺井町52	平成16年11月6日
加藤耳鼻咽喉科 気管 食道科	左京区下鴨宮崎町108	平成16年11月22日
宮垣眼科医院	東山区五条橋東6丁目506地産マンション1階	平成16年12月31日
山村歯科医院	上京区今出川通堀川東入飛鳥井町269の3	平成16年11月17日
(有)広小路薬局	上京区東桜町21	平成16年10月31日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
布施接骨院	伏見区淀本町174の69	布施 正和	平成16年11月30日
かつもと接骨院・鍼灸 院	伏見区醍醐東合場町35の 4	勝本 裕也	平成16年7月31日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)